

## 和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内事業所の省エネルギー化を促進することにより地域の脱炭素化を図ることを目的として、予算の範囲内において和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）（以下「省エネルギー化補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等のほか、市長が適切と認める者をいう。
- （2）事業所 中小企業者等が業務の遂行を目的として使用する本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- （3）省エネルギー診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービス及び伴走支援をいう。
- （4）診断実施機関 次に掲げる者をいう。
  - ア 一般財団法人省エネルギーセンター
  - イ 経済産業省資源エネルギー庁が実施する「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」で採択された「省エネお助け隊」又は「登録診断機関」
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、省エネルギー化補助金の趣旨に照らして市長が適正と認める者
- （5）J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギーの活用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量及び適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。

（補助対象者）

第3条 省エネルギー化補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市内に事業所を有する中小企業者等
- （2）市税の滞納がない者
- （3）次のいずれにも該当しない者
  - ア 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。イにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
  - ウ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

オ アからエまでに掲げるもののほか、省エネルギー化補助金の趣旨に照らして適正でないと市長が判断する者

(4) 省エネルギー化補助金の交付を過去に受けていない者

(補助対象事業)

第4条 省エネルギー化補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に所在する事業所で実施する事業で、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1) 国、本市を含む地方公共団体等の補助金（和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付要綱（令和7年7月3日制定）に基づく補助金を除く。）の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(2) 導入する設備又は機器は、市内事業者から購入し、又は市内事業者へ工事等を発注するものであること。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(3) 導入する設備又は機器は、全て未使用品かつ補助対象者が購入したものであること。

(4) 交付申請の日前3年以内に報告を受けた省エネルギー診断における改善提案（次号において「改善提案」という。）に基づき実施するもの。

(5) 改善提案ごとに、効果試算においてエネルギー使用量の削減が見込まれるもの。

(6) 照明機器を導入する場合は、電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するものであって、LEDからLEDへの更新ではないもの。

(7) 補助対象事業を実施する物件は、販売を目的とするものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 省エネルギー化補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(省エネルギー化補助金の額)

第6条 省エネルギー化補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は500,000円のうち、いずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により、郵送又は窓口への持参により提出するものとする。

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 市内で事業を営んでいることが分かる書類（法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証、直近の確定申告書第一表等）の写し

(2) 従業員の数が分かる書類（法人事業概況説明書、青色申告決算書等）の写し

(3) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類の写し

(4) 省エネルギー診断に係る報告書の写し

(5) 補助対象経費に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）

(6) 補助対象事業の実施箇所が分かる書類の写し

(7) 導入する設備等の仕様等が分かる書類の写し

4 第1項の規定による申請の受付は、1月末日を期限として予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

5 前項の受付は、申請書が本市へ到達した日を基準とする。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

2 市長は、省エネルギー化補助金の不交付を決定したときは、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置に着手してはならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助金等実績報告書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）実績報告書（別記様式第4号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 規則第12条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象事業に係る領収書その他の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し（内訳の記載があるもの。）

(2) 補助対象事業に係る契約書等の写し

(3) 導入した設備等の実施箇所が分かる書類の写し

(4) 導入した設備等が未使用品であることが確認できる書類の写し

(5) 導入した設備等の施工前・施工後の施設の状況を記録したカラー写真

3 実績報告の提出は、交付申請をする日の属する年度の2月末日までにしなければならない。

(交付額の確定)

第11条 規則第13条の補助金等確定通知書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付確定通知書（別記様式第5号）によるものとする。

(交付の条件)

第12条 省エネルギー化補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第7条第3項に掲げる書類の原本を省エネルギー化補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。

(2) 補助により設備を導入することで創出される二酸化炭素削減に係る環境価値を、本市が和歌山市におけるカーボンニュートラルの取組に関する連携協定を締結した企業（以下「協定締結企業」という。）へ譲渡することに同意することとし、協定締結企業が定めるJ-クレジット制度の運用に関するプログラムの入会届及び添付書類を提出するとともに、協定締結企業の求めに対して、速やかに電力使用状況等を報告すること。

(3) 補助対象事業について、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交

付要綱（令和7年7月3日制定）に基づく補助金以外の補助金の交付を受けないこと。

（補助金の交付時期）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第14条 補助により設備を導入する場合、規則第18条の市長が定める期間は、その設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
	本工事費及び 付帯工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 （基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去 処分費等）
	設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購 入、製造、改修等に要する費用

別記様式第1号（第7条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 （省エネルギー化）
申請者	法人名又は 個人事業主名	(フリガナ) -----	
	(法人の場合) 代表者役職		
	(法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) -----	
	本店所在地 又は住所	〒      ー	
	電話番号		
補助対象 事業	実施場所	※本店所在地等と異なる場合は記入してください。 〒      ー 和歌山市	
	事業内容		
補助対象経費 （税抜き）			円
交付申請額 （千円未満切捨て）			, 000 円
工事予定年月日		着手      年      月      日	完了      年      月      日

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）の交付について、次のとおり決定したので、和歌山市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 (省エネルギー化)
交付決定額		円	
交付の条件		<p>(1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること</p> <p>(3) 和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付要綱第7条第3項に掲げる書類の原本を省エネルギー化補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。</p> <p>(4) 補助により設備を導入することで創出される二酸化炭素削減に係る環境価値を、本市が和歌山市におけるカーボンニュートラルの取組に関する連携協定を締結した企業（以下「協定締結企業」という。）へ譲渡することに同意すること。</p> <p>(5) 前号に該当する場合、協定締結企業が定めるJ-クレジット制度の運用に関するプログラムの入会届及び添付書類を提出するとともに、協定締結企業の求めに対して、速やかに電力使用状況等を報告すること。</p> <p>(6) 補助対象事業について、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付要綱（令和7年7月3日制定）に基づく補助金以外の補助金の交付を受けないこと。</p>	
省エネルギー化補助金 交付申請額の一部を決定する場合はその理由			

別記様式第3号（第9条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）の交付について、次の理由により不交付と決定したので、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付の理由

別記様式第4号（第10条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）実績報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり必要書類を添えて報告します。

交付決定 年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 （省エネルギー化）
申請者	法人名又は 個人事業主名		
	（法人の場合） 代表者役職		
	（法人の場合） 代表者氏名		
	本店所在地 又は住所	〒 ー	
交付決定額	, 000 円		
補助対象経費 （税抜き）	円		
交付申請額 （千円未満切捨て）	, 000 円		
工事年月日	着工 年 月 日	完了	年 月 日

別記様式第5号（第11条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）確定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで実績報告のあった和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー化）の交付について、次のとおり交付額を確定したので、和歌山市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

交付決定 年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 （省エネルギー化）
交付決定額	円		
交付確定額	円		